

田辺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成16年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 平成15年度の人件費率
	(平成16年度末)	A		B	B / A	
	人	千円	千円	千円	%	%
旧田辺市	70,180	28,135,715	-479,170	5,892,375	20.9	21.2
旧龍神村	4,488	5,026,365	35,519	649,108	12.9	10.9
旧中辺路町	3,760	4,066,734	84,302	598,812	14.7	13.8
旧大塔村	3,357	3,485,983	50,803	634,872	18.2	16.7
旧本宮町	3,797	4,609,520	25,336	746,222	16.2	16.7

(注) 旧田辺市の実質収支がマイナス値となっているのは、平成17年5月1日の市町村合併により、平成17年4月30日をもって打ち切り決算となったことから、通常であれば出納閉鎖期間内(合併がなければ5月31日まで)に計上される予定の収入が、翌年度の収入として扱われたためです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

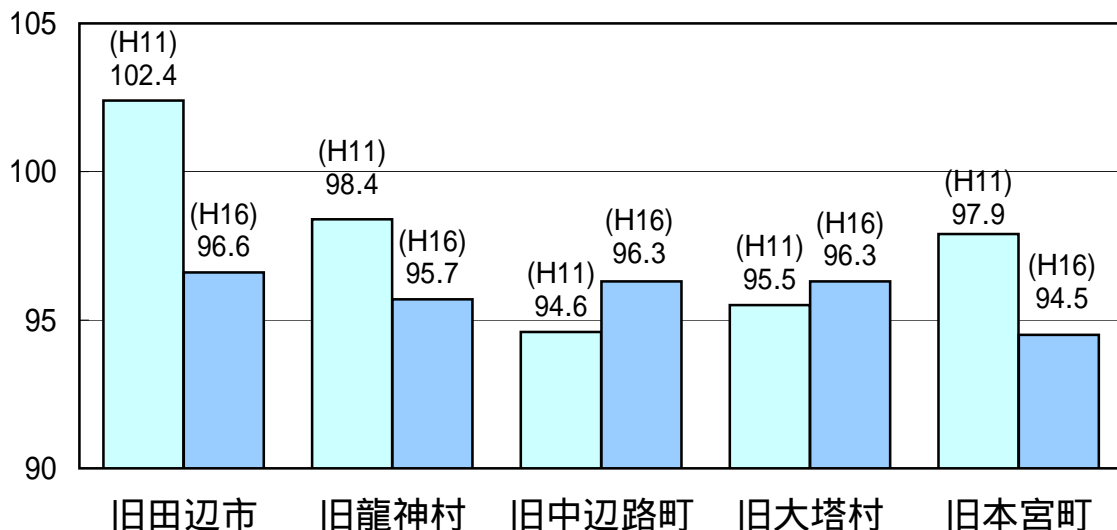
区分	職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 17年度	952	3,509,080	970,694	1,576,223	6,055,997	6,361

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は新市の平成17年度普通会計予算に計上された額です。
(合併により平成17年5月～平成18年3月の予算です。)

(3) 特記事項

平成17年5月1日に市町村合併を行っています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年5月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田辺市	歳 42.3	円 339,560	446,894 円
			374,686 円
国	歳 40.3	円 329,728	円
			382,092
類似団体	歳 42.7	円 345,661	415,620 円
			384,446 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田辺市	歳 47.1	円 343,215	412,798 円
			367,468 円
国	歳 48.1	円 285,008	円
			316,350
類似団体	歳 47.0	円 311,941	348,390 円
			333,699 円
民間事業者平均	歳 48.5	-	円 355,002

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田辺市	歳 43.3	円 359,114	407,232 円
			386,933 円
国	歳 -	円 -	円
			-
類似団体	歳 40.0	円 376,002	422,699 円
			407,881 円

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田辺市	歳 35.4	円 286,986	373,214 円
			319,574 円
国	歳 -	円 -	円
			-
類似団体	歳 41.0	円 327,242	410,680 円
			364,434 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年5月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。教育職、消防職については国に相当する職種がありません。

(2) 職員の初任給の状況（平成17年5月1日現在）

区 分		田 辺 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700 円	190,200 円	種 179,800 円 種 170,700 円	198,600 円 184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	種 138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	138,800 円	148,500 円	-	-
	中学卒	126,600 円	134,400 円	-	-
教育職	大学卒	170,700 円	190,200 円	-	-
	高校卒	138,800 円	148,500 円	-	-
消防職	大学卒	170,700 円	190,200 円	-	-
	高校卒	138,800 円	148,500 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
旧 田 辺 市	一般行政職	大学卒	277,600 円	328,500 円	362,500 円
		高校卒	221,100 円	296,400 円	335,900 円
	技能労務職	高校卒	200,700 円	277,600 円	324,800 円
		中学卒	177,400 円	252,500 円	313,100 円
	教育職	大学卒	277,600 円	328,500 円	362,500 円
		高校卒	221,100 円	296,400 円	355,900 円
	消防職	大学卒	277,600 円	328,500 円	362,500 円
		高校卒	229,000 円	296,400 円	335,900 円
旧 龍 神 村	一般行政職	大学卒	311,100 円	329,300 円	379,100 円
		高校卒	246,300 円	272,000 円	337,900 円
旧 中 辺 路 町	一般行政職	大学卒	277,600 円	315,600 円	353,300 円
		高校卒	205,800 円	277,600 円	322,400 円
旧 大 塔 村	一般行政職	大学卒	249,200 円	293,600 円	328,400 円
		高校卒	200,700 円	242,800 円	285,700 円
	技能労務職	高校卒	171,100 円	184,800 円	200,700 円
		中学卒	154,300 円	177,600 円	188,400 円
	教育職	大学卒	249,200 円	293,600 円	328,400 円
		高校卒	200,700 円	242,800 円	285,700 円
旧 本 宮 町	一般行政職	大学卒	269,300 円	301,300 円	360,600 円
		高校卒	229,000 円	277,600 円	315,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年5月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長・理事 部長の職務またはこれに相当する職務	20 人	3.9 %
8 級	課長・参事 困難な業務を行う課長の職務またはこれに相当する職務	24 人	4.6 %
7 級	課長・参事 課長の職務またはこれに相当する職務	91 人	17.6 %
6 級	係長・企画員 困難な業務を行う係長の職務またはこれに相当する職務	103 人	19.9 %
5 級	係長・企画員 係長の職務またはこれに相当する職務	122 人	23.6 %
4 級	主査 高度の知識または経験を必要とする業務を行う主査の職務またはこれに相当する職務	82 人	15.8 %
3 級	主査 主査の職務またはこれに相当する職務	37 人	7.1 %
2 級	主事・技師 3級以上の職務を除く吏員の職務	28 人	5.4 %
1 級	事務員・技術員 吏員以外の職務	11 人	2.1 %

(注) 1 田辺市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全 職 種				
		旧田辺市	旧龍神村	旧中辺路町	旧大塔村	旧本宮町
平成 16年度	職員数 A (人)	341	60	74	78	52
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B (人)	5	0	0	0	1
	比率 B/A (%)	1.5	0	0	0	1.9
平成 15年度	職員数 A (人)	356	60	75	78	52
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B (人)	13	0	0	0	2
	比率 B/A (%)	3.7	0	0	0	3.8

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田 辺 市		国	
1人当たり平均支給額(平成16年度)			
-		-	
千円			
(平成16年度支給割合)		(平成16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
- 月分	- 月分	3.0 月分	1.4 月分
		(1.6) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算(5~20%)		役職加算(5~20%)・管理職加算(10~25%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

平成16年度支給実績

区分	一人当たり平均支給額	支給割合	
		期末手当	勤勉手当
	千円	月分	月分
旧田辺市	1,622	3.0	1.4
旧龍神村	1,723		
旧中辺路町	1,552		
旧大塔村	1,723		
旧本宮町	1,658		

(2) 退職手当(平成17年5月1日現在)

田 辺 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.60 月分	59.28 月分	勤続35年	47.60 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		

平成16年度支給実績

区分	一人当たり平均支給額	
	自己都合	勤奨・定年
	千円	千円
旧田辺市	2,366	27,001
旧龍神村	332	24,749
旧中辺路町	694	22,580
旧大塔村	-	26,273
旧本宮町	10,118	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 調整手当(平成17年5月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	2 %	951 人	0 %

支給実績(平成16年度決算)

(単位:千円)

旧田辺市	旧龍神村	旧中辺路町	旧大塔村	旧本宮町
82,250	0	7,049	8,409	11,194

(4) 特殊勤務手当（平成17年5月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		- %	
手当の種類(手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別勤務手当	社会福祉に関する現業事務を本務とする者	社会福祉に関する現業事務	月額7,500円
特別勤務手当	行旅死亡人処理業務に従事する者	行旅死亡人処理業務	1体につき3,000円
特別勤務手当	死体処理業務に従事する者	死体処理業務	1体につき2,000円
特別勤務手当	保育所に勤務する者	保育所勤務	月額4,000円
特別勤務手当	保健予防指導業務に従事する保健師、看護師及び理学療法士	保健予防指導業務	月額3,000円
特別勤務手当	感染症発生による防疫作業に従事する者	感染症発生による防疫作業	1軒につき400円
特別勤務手当	廃棄物処理、そ族昆虫等駆除及び下水道清掃作業に従事する者	廃棄物処理、そ族昆虫等駆除及び下水道清掃作業	日額500円 (実働半日の場合半額)
特別勤務手当	犬、猫等死体処理業務に従事する者	犬、猫等死体処理業務	1回につき1,000円
特別勤務手当	深夜に現場作業又は監督業務に従事する者	深夜の現場作業又は監督業務	1回につき2,000円
特別勤務手当	ブルドーザー、グレーダー及びマカダムローラーに乗務する者並びに削岩機使用作業に従事する者	ブルドーザー、グレーダー及びマカダムローラー乗務、削岩機使用作業	日額400円 (実働半日の場合半額)
特別勤務手当	市税の賦課に関し調査に従事する者	市税の賦課に関する調査	日額150円(実働半日の場合半額)
特別勤務手当	消防職員(管理職を除く)	火災及び潜水、救急出動	火災1回につき200円、救急出動 昼1回につき200円、夜1回につ き300円、潜水出動1回につき 500円
特別勤務手当	消防署において交代制勤務をする者で、勤務時間が深夜にわたる者	消防署における交代制勤務	1勤務につき500円
特別勤務手当	消防職員で防災航空隊に勤務する者	防災航空隊勤務	月額30,000円
特別勤務手当	文化高等専修学校に勤務する者	文化高等専修学校勤務	月額3,000円
特別勤務手当	勤務時間が著しく変則である勤務に従事する者	勤務時間が著しく変則である勤務	月額3,000円
特別勤務手当	医師に支給する医学研究手当	診療所勤務	月額100,000円
特別勤務手当	医師に支給する診療手当	診療	月額555,000円以内
特別勤務手当	診療所において診療時間外及び休診日に緊急その他特別の事由に備える者	診療時間外及び休診日の待機	1回につき1,500円
奨励手当	市税の滞納整理のため外勤する者	市税の滞納整理のための外勤	月額3,000円、差押え1件300円
奨励手当	住宅使用料の徴収又は滞納整理のため外勤する者	住宅使用料の徴収又は滞納整理のための外勤	月額3,000円

支給実績（平成16年度決算）

（単位：千円）

旧田辺市	旧龍神村	旧中辺路町	旧大塔村	旧本宮町
24,414	6,960	1,362	156	3,284

(5) 時間外勤務手当

(単位：千円)

区 分	旧田辺市	旧龍神村	旧中辺路町	旧大塔村	旧本宮町
支給実績（平成16年度決算）	259,108	15,839	8,198	23,226	23,481
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	536	217	186	297	335
支給実績（平成15年度決算）	191,971	11,147	7,734	15,583	17,823
支給職員1人当たり平均支給年額（平成15年度決算）	408	141	176	199	251

(6) その他の手当（平成17年5月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで各6,000円(扶養親族でない配偶者がいる場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円)その他3人目以降各5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		- 千円	- 円
住居手当	借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限り)、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 自宅の場合3,500円	異なる	自宅2,500円	- 千円	- 円
通勤手当	交通用具利用の場合、片道2km以上の場合に限り、通勤距離に応じて3,000円から支給80km以上は5kmごとに2,000円加算 交通機関利用の場合は負担している運賃額に応じて55,000円を限度に支給	異なる	交通用具の場合は24,500円を限度として支給	- 千円	- 円
管理職手当	役職に応じて給料月額額の100分の15を超えない範囲で支給	同じ		- 千円	- 円
単身赴任手当	自宅から通勤距離が60km以上で単身赴任をしている場合、68,000円を限度に支給	同じ		- 千円	- 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の135で支給	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たり給与額の100分の25で支給	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合、役職及び従事時間数に応じて、勤務1回につき最高8,000円	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,200円	同じ		- 千円	- 円

(注) 支給実績については、市町村合併により比較対象となる新市の平成16年度決算額がないため省略しています。

5 特別職の報酬等の状況（平成17年5月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市 長	830,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	助 役	700,000	円	1,080,000 円 /	784,000 円		
	収 入 役	630,000	円	865,000 円 /	664,200 円		
報酬	議 長	535,000	円	760,000 円 /	603,000 円		
	副 議 長	475,000	円	690,000 円 /	342,000 円		
	議 員	430,000	円	620,000 円 /	269,000 円		
期末手当	市 区 町 村 長	(平成16年度支給割合)					
	助 役 収 入 役	- 月分					
期末手当	議 長	(平成16年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	- 月分					
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(支給時期)			
	助 役	83万円 × 在職月数 × 0.433		任期毎			
	収 入 役	70万円 × 在職月数 × 0.258		任期毎			
		63万円 × 在職月数 × 0.241		任期毎			

(注) 期末手当支給割合については、市町村合併により比較ができないため省略しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

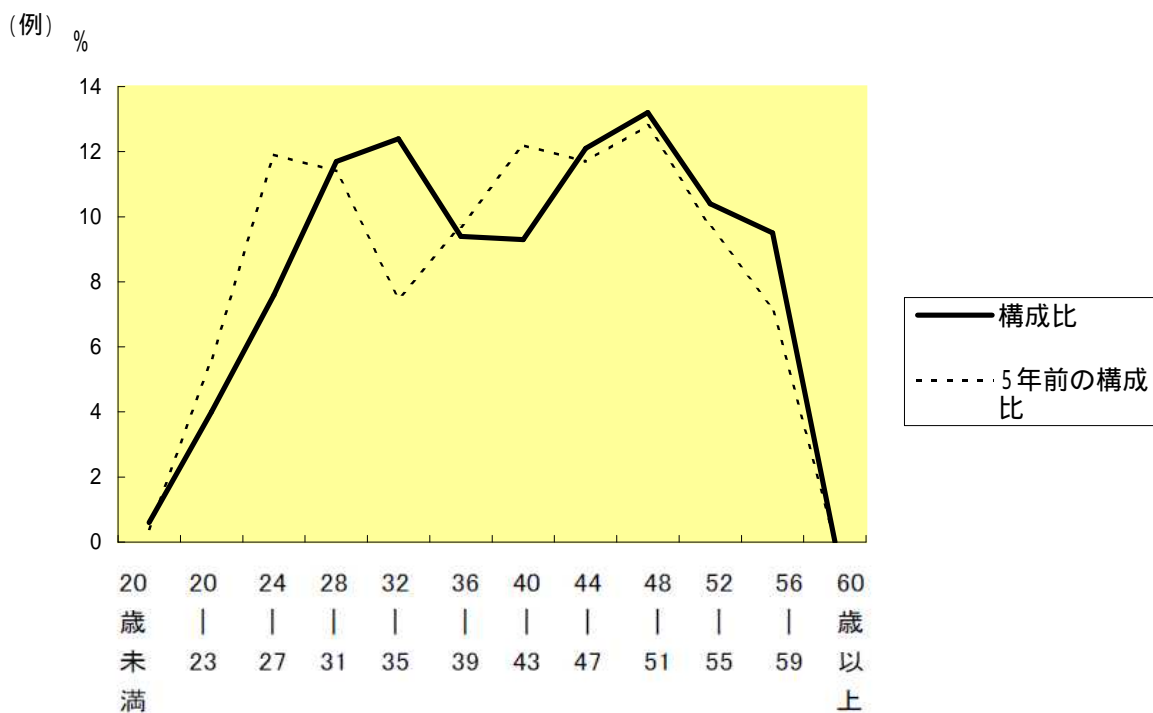
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議 会	14	13	1	主な減員の理由 ・退職による欠員不補充
	総 務	176	175	1	
	税 務	48	47	1	
	民 生	172	163	9	
	衛 生	101	91	10	
	労 働				
	農林水産	81	79	2	
	商 工	15	14	1	
	土 木	81	79	2	
	小 計	688	661	27	
特 別 行 政 部 門	教 育	117	112	5	主な減員の理由 ・退職による欠員不補充 主な増員の理由 ・龍神出張署移管に伴う必要最低人員の確保
	消 防	146	148	2	
	小 計	263	260	3	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	37	36	1	主な減員の理由 ・退職による欠員不補充
	下水道	5	5	0	
	その他	44	43	1	
	小 計	86	84	2	
合 計		1,037 [1,105]	1,005 [1,105]	32 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

旧田辺市、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	40人	75人	116人	123人	93人	92人	120人	131人	103人	94人	0人	993人

旧田辺市、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町の合計です。

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年3月31日	901人

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

901人

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成16年度	千円 1,411,245	千円 166,179	千円 286,197	% 20.3	% 20.2

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成17年度	人 30	千円 121,672	千円 25,400	千円 54,677	千円 201,749	千円 6,725

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は新市の平成17年度普通会計予算に計上された額です。
(合併により平成17年5月～平成18年3月の予算です。)

ウ 特記事項

平成17年5月1日に市町村合併を行っています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年5月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
田 辺 市	43.4 歳	367,305 円	547,299 円
団 体 平 均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
(注) 2 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く)の事業区分ごとの平均値です。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田 辺 市	一般行政職
1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,696 千円	1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,622 千円
(平成16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分 (-)月分 (-)月分	(平成16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分 (-)月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
(注) 2 一般行政職の1人当たり平均支給額は、旧田辺市の支給額です。

イ 退職手当（平成17年4月1日現在）

田 辺 市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.10 月分	勤続25年	33.75 月分	42.10 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	60.00 月分	60.00 月分	最高限度額	60.00 月分	60.00 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額		20,077 千円	1人当たり平均支給額		27,001 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(注) 2 退職者が少数のため過去2年間の全退職者の平均額です。

(注) 3 一般行政職の1人当たり平均支給額は、旧田辺市の支給額です。

ウ 調整手当（平成17年5月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		4,085 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		127,643 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	2 %	31 人	2 %

エ 特殊勤務手当（平成17年5月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		1,164 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		48,504 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		75.0 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	水道使用料の徴収又は滞納整理のため外勤する者	水道使用料の徴収又は滞納整理のための外勤	月額3,000円
-	深夜に現場作業又は監督業務に従事する者	深夜の現場作業又は監督業務	1回につき2,000円
-	修繕工事費の徴収業務に従事する者	修繕工事費の徴収業務	月額1,500円
-	削岩機使用作業に従事する者	削岩機使用作業	日額400円(実半日の場合は半額)
-	タール舗装補修作業に従事する者	タール舗装補修作業	日額200円(実半日の場合は半額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	5,756 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	576 千円
支給実績(平成15年度決算)	4,727 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	249 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成17年5月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで各6,000円(扶養親族でない配偶者がいる場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円)その他3人目以降各5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		5,645 千円	256,568 円
住居手当	借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限り)、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 自宅の場合3,500円	同じ		2,586 千円	112,435 円
通勤手当	交通用具利用の場合、片道2km以上の場合に限り、通勤距離に応じて3,000円から支給80km以上は5kmごとに2,000円加算 交通機関利用の場合は負担している運賃額に応じて55,000円を限度に支給	同じ		1,158 千円	57,900 円
管理職手当	役職に応じて給料月額額の100分の15を超えない範囲で支給	同じ		1,602 千円	534,096 円
単身赴任手当	自宅から通勤距離が60km以上で単身赴任をしている場合、最高68,000円	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の135で支給	同じ		836 千円	167,200 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たり給与額の100分の25で支給	同じ		1,066 千円	213,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合、役職及び従事時間数に応じて、勤務1回につき最高8,000円	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,200円	同じ		0 千円	0 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年3月31日	27人

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

27人
